

青森県報

第三千六百十八号

平成二十四年
十一月十六日
(金曜日)

目次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……一

右 同……………(県境再生策室) ……二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県境再生策室) ……二

右 同……………(同) ……三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(監理課) ……三

右 同……………(東青地域) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

出先機関……………(同) ……四

土地改良区の役員の退任……………(県北地域局) ……五

人事委員会……………(同) ……五

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る……………(職員課) ……五

管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

労働委員会……………(同) ……五

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……五

告 示

青森県告示第八百八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表竜飛今別第五区域の項を次のように改める。

竜飛今別第五区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、外ヶ浜町字三厩尻神、字三厩鳴神、字三厩柘榔、字三厩鐘嶋、字三厩宇鉄山、字三厩木落、字三厩源兵衛間及び字三厩龍浜の区域	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
	5 小型定置漁業
	6 底建網漁業

四の2中青森市第六加入区の項を次のように改める。

青森市第六加入区 青森市漁業協同組合の地区のうち、大字野内及び矢作一丁目の区域

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイシユウ

三 代表者の氏名

山田 裕美

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東中央五丁目四の二五グリーンアイ城東一D

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが各種障害福祉サービス事業を通して自立し、生活の向上を図り、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において安心して生活を送ることができるよう支援を行うことにより、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ねぶた祭り大好きな人

三 代表者の氏名

象潟 絵夢

四 主たる事務所の所在地

青森市長島三丁目一九の四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市を基盤として青森ねぶた祭り本来の伝統を継承し、青森市民及び他県民が正装浴衣でもっと簡単に跳人参加できる体制を整える事を青森ねぶた祭りに係わる人々へ提唱し、官・民・市民一体による「にぎわい」と「おもてなし」を創意する事で、青森市に「にぎわい」と人と人とのふれあいの「コミュニケーションステージ」を演出し、広く青森ねぶた祭り本来の伝統の保存と青森ねぶた祭りを通して青森市の活性化を図る事に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十四年度県境汚染土壌の運搬・処理（その2）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり一万九千二百十五円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成二十四年度県境汚染土壌の運搬・処理（その3）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年十月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
マテリアル共同企業体
下北郡東通村大字尻屋字八峠一
- 六 契約金額
一トン当たり二万四百七十五円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド十和田店
十和田市穂並町一三の六
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 山田昇
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所
2 期間
平成二十四年十一月十六日から同年十二月十六日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社珀建設

二 代表者の氏名 佐々木 ユリ

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字福田字下館三七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第一七一五四号

五 取消年月日 平成二十四年十一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が建設業法第八条第八号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森道路興業株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 弘

三 主たる営業所の所在地 青森市大字後范字前橋七の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九) 第七〇四三三号

五 取消年月日 平成二十四年十月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月二十九日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森道路興業株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 弘

三 主たる営業所の所在地 青森市大字後范字前橋七の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第七〇四三三号

五 取消年月日 平成二十四年十月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月二十九日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 福井組

二 氏名 福井 康治

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二七二の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九) 第一四七七四号

五 取消年月日 平成二十四年十月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 土木工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となった事実

平成二十四年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十六日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	大 池 勉	上北郡七戸町字大池九七	平成二四・一〇・二五

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一田子町の項中、「政策推進室長」を削り、

訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	看護師長
国民健康保険 高齢者保健福祉 センター	国民健康保険 所長	

訪問看護ステーション	看護師長
------------	------

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士

三上 善弘	高原 至智	斎藤 悦朗	藤本 和夫	山谷 清人	寺下 一之	北村真夕美	谷川 浩二	小野 武司	石田 隆志	鈴木パティ	山内 裕幸	前田 みき	今 喜典	赤城 国臣
青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会委員 弘前航空電子株式会社取締役	青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	青森県労働委員会委員 弘前愛成会病院労働組合執行委員長	青森県労働委員会委員 三三五労働組合中央執行委員長	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟イオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長	青森県労働委員会委員	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭